

愛西市

児童クラブのしおり



令和 6 年 1 2 月

目 次

1	児童クラブの利用について	1 ページ
2	利用時間について	1 ページ
3	開設日について	1 ページ
4	登録方法について	2 ページ
5	欠席または辞退について	2 ページ
6	警報発令時について	2・3 ページ
7	児童クラブ利用料について	3・4 ページ
8	学習時間について	4 ページ
9	おやつについて	4 ページ
10	病気、怪我または事故について	5 ページ
11	持ち物について	5 ページ
12	送迎について	5・6 ページ
13	利用上の注意について	6 ページ
14	個人情報の取扱いについて	6 ページ
15	苦情および相談について	6 ページ
16	利用調整について	7 ページ
17	名称および連絡先について	8 ページ

親子で過ごす時間が大切な年齢です。

仕事が休みの時などは、家庭での生活を大切にしてください。

児童クラブは、授業終了後などに家庭において保護を受けることができない小学校在籍児童を預かる場です。

学習をしたり、おやつを食べたり、友達と遊んだりしながら基本的な生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的としています。

1 児童クラブの利用について

対象児童は、次のいずれかの要件に該当する愛西市在住の小学生です。

- ・ 昼間保護者が労働等により家庭にいない児童
- ・ 保護者が長期の入院をしている児童
- ・ 保護者が身体障害者、知的障害者または精神障害者である児童
- ・ その他授業終了後などに家庭での保護を受けることができない児童

児童クラブを利用できる日は、授業終了後などに家庭において保護を受けることができない日になります。

児童クラブでの集団生活に不安のある方、その他相談がある方等、お気軽に子育て支援課もしくは希望する児童クラブ職員までご相談ください。

2 利用時間について

利用時間は、保護者の就業時間に通勤時間を加えた時間を基本とします。ただし、開設時間内でご利用ください。

開設時間は、下校後から午後7時までとします。学校休業日（土曜日、学校代休日および春休み、夏休み、冬休み等の期間中）は、午前7時30分から午後7時までです。

3 開設日について

開設日は、日曜日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）です。

民間児童クラブは、他に開設日がある場合がありますので、6ページに☆のある民間児童クラブは、申込前に開設日をご確認ください。



4 登録方法について

「児童クラブ登録申請書」、「就労証明書（父および母）」および「児童クラブ利用料口座振替依頼書」を子育て支援課または各支所もしくは希望する児童クラブに提出してください。登録希望人数が定員より多い場合は、児童クラブ登録選考基準（7ページ参照）にて選考します。その結果、待機児童となり、すぐにご利用できない場合もあります。

登録期間中に仕事を変更された場合は、新しい「就労証明書」の提出が必要になります。

住所、登録期間などに変更がある場合は、「児童クラブ申請事項変更届」の提出が必要です。

5 欠席または辞退について

児童クラブを欠席または辞退する場合は、「児童クラブ欠席届」「児童クラブ登録辞退届」の提出が必要です。利用する月の前月中に、子育て支援課または各支所もしくは入所する児童クラブに書類を提出してください。提出されない場合、児童クラブ利用料をお支払いいただきます。

また、特別な理由がある場合を除いて、お支払いいただいた児童クラブ利用料はお返しいたしません。

欠席については、連続2ヶ月までとさせていただきます。2ヶ月を超えますと、特別な事情を除き辞退していただきますのでご承知ください。

6 警報発令時について

小学校にいる間に「特別警報」・「暴風（雪）警報」または「熱中症特別警戒アラート」が愛西市に発表された場合は、児童クラブは実施しません。また、学校長の判断により引取り下校となった場合は、直接保護者に迎えに来ていただくため、児童クラブで受入れることはしません。

通常授業日は、午前11時までに「特別警報」または「暴風（雪）警報」が解除された場合、小学校は第5限から授業の開始となりますが、その間、児童クラブで受入れることはしません。

出校日、半日授業の日は、午前11時までに「特別警報」または「暴風（雪）警報」が解除された場合、児童クラブは、通常通り午後から受入れします。

学校休業日に、「特別警報」または「暴風（雪）警報」が発表された場合は、解除後2時間を経て児童クラブを実施します。（午前6時30分までに解除された場合は平常どおり児童クラブを実施し、午前11時までに解除されない場合は、その日は児童クラブを実施しません。）

児童クラブ実施中に「特別警報」または「暴風（雪）警報」が発表された場合は、速やかにお迎えに来てください。

7 児童クラブ利用料について

区分	通常利用料	延長利用料
月々利用（月額）	6,000円 (8月のみ9,000円)	2,000円
春休み（4月）	3,000円	500円
夏休み	12,000円	2,500円
冬休み	3,000円	500円
春休み（3月）	3,000円	500円

児童クラブ利用料の日割り計算はしません。

午後6時30分から午後7時まで利用する場合は、通常利用とは別に延長利用料が発生します。

春休み（4月）期間中の利用は、4月1日から始業式までです。
 夏休み期間中の利用は、1学期の最終日から2学期の始業日までです。
 冬休み期間中の利用は、2学期の最終日から3学期の始業日までです。
 春休み（3月）期間中の利用は、修了式から3月31日までです。

児童クラブ利用料の納付方法は、口座振替または現金納付となります。



●口座振替希望の方は、児童クラブ利用月の月末（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に引落しさせていただきます。

春休み（４月）期間中の利用は４月末、夏休み期間中の利用は８月末、冬休み期間中の利用は１２月末、春休み（３月）期間中の利用は３月末（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に引落しさせていただきます。

●現金納付希望の方は、月々利用は、毎月１０日過ぎに納付書を送付します。

春休み（４月）期間中の利用は４月１０日過ぎ、夏休み期間中の利用は８月１０日過ぎ、冬休み期間中の利用は１２月１０日過ぎ、春休み（３月）期間中の利用は３月１０日過ぎに納付書を送付しますので、納付書に記載された納期限までに市役所もしくは指定金融機関の窓口にてお支払いください。

児童クラブ利用料の納付が２ヶ月以上確認できない場合は、児童クラブの登録を取り消します。

児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯については、利用料免除または助成制度があります。（申請が必要です。）

8 学習時間について

児童クラブでは学校休業日や下校後に学習時間を設けています。

学習時間中は、基本的には全員が机に向かいそれぞれの課題に取り組めますが、あくまで時間を設けるだけであり、学習指導は行いません。学習の進み具合や答え合わせは、家庭でご確認をお願いします。

9 おやつについて

各自で用意していただく児童クラブもあれば、おやつ代を徴収し、提供しているクラブもあります。直接希望する児童クラブにお問い合わせください。



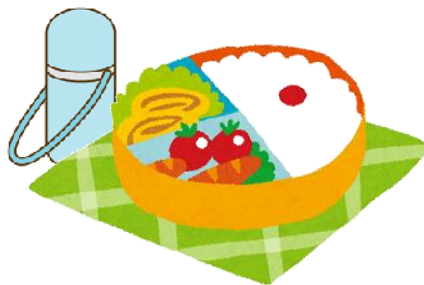
10 病気、怪我または事故について

集団生活の場である児童クラブにおいて、感染症等の集団発生・まん延を防止するため、出席停止扱いとなる感染症等にかかった場合は、学校と同じく、児童クラブでも受入れできません。

また、感染症等で学級または学年が閉鎖になったクラスの児童は、児童クラブでも受入れできません。

感染症等で学校が臨時休校となった場合は、児童クラブも実施しません。

児童クラブ利用中において、児童の発病、傷害またはその他事故などが発生した場合は、保護者に連絡し対応いたします。



11 持ち物について

持ち物には必ず名前を書いてください。

○学校休業日など終日児童クラブを利用する場合の持ち物

- ・ 1 時間程度の勉強ができる道具を持たせてください。
- ・ お弁当とお茶を持参してください。

(お弁当は調理などが必要なものは避けてください。)

※夏場、室内は冷房しますが、基本的に冷蔵庫には入れませんので、傷まないように工夫したものを持たせてください。

○児童クラブに持ってきてはいけないもの

- ・ お金、おもちゃ、ゲームなど個人の持ち物、お弁当以外の食べ物

12 送迎について

学校から下校する際は、学校で編成された児童クラブの通学団で、入所する児童クラブへ向かいます。通学路が家庭からの場合と変わりますので、児童と一緒に確認していただくことをお勧めします。

児童クラブの送迎は、基本的に保護者の方でお願いします。送迎時には、児童クラブの指導員に必ず声をかけてください。

予定表で提出したお迎えの時間より遅れる場合は、どのくらい遅れるかを児童クラブに連絡してください。

代理の方がお迎えの場合は、必ず児童クラブに連絡してください。児童の安全確保のため、代理の方のお名前を確認後、連絡いただいた方の場合のみ児童を引き渡します。

児童は、学校および児童クラブで長時間過ごしています。仕事が終わる次第、なるべく早くお迎えに来てください。

児童クラブ利用中の一時的な外出は、学校行事（部活・プール等）に限ります。該当する場合は、「外出許可申出書」を提出してください。

1 3 利用上の注意について

児童が施設又は備品を故意に破壊または破損した場合には、保護者の方にその損害を賠償していただきます。

1 4 個人情報の取扱いについて

保護者から提供していただいた個人情報（住所・氏名・緊急連絡先など）は、児童をお預かりするにあたり、災害時の緊急連絡や児童の病気時の連絡のために使用します。

また、児童クラブで生活をするために、下記のことを部屋に掲示するため、学校関係者や外部機関などの第三者が目にする場合もありますので、ご了承ください。

- ・ 掲示物
 - ・ ロッカーや下駄箱の名前
 - ・ 利用予定表
- など

1 5 苦情および相談について

児童クラブに対する苦情および相談などは随時受付しています。お気づきの点がありましたら、電話または書面などにより、子育て支援課または児童クラブまでご連絡ください。



あいさいさん

16 利用調整について

- (2) 「ひとり親世帯（単身赴任、離婚調停中等による別居は含まない）」の場合、保護者の状況の基準指数を2倍とする。
- (3) (1)、(2)で算定した基準指数に、「2.調整指数表」に基づく加点・減点を行う。
- (4) (1)、(2)、(3)で算定した指数が高い世帯から利用を決定する。
- (5) (1)、(2)、(3)で算定した指数が同一の場合は、優先順位・世帯の状況等を総合的に考慮して決定する。

【1. 児童クラブ利用調整基準指数表】

児 童 の 状 況			
類型		細 目	基準
①学年		1年生	20
		2年生	15
		3年生	10
		4年生	5
		5年生	3
		6年生	1
保 護 者 の 状 況			
類型		細 目	基準
②－1 就労時間		日8時間以上の就労を常態	10
		日6時間以上8時間未満の就労を常態	9
		日4時間以上6時間未満の就労を常態	8
		日2時間以上4時間未満の就労を常態	7
②－2 勤務日数		週5日間（月20日以上）の勤労	10
		週4日間（月16～19日以上）の勤労	9
		週3日間（月12～15日以上）の勤労	8
②－3 就労予定		既に均等勤務が内定している者	7
		均等勤務が内定しておらず、求職活動の者	3
③疾病・障害	疾病等	1か月以上の入院又は入院に相当する治療や安静を要する	10
		週3日以上通院加療を行い、安静を要する	9
		継続的な通院加療を行い、安静を要する	8
	障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A判定	10
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B判定	8
		身体障害者手帳4級以下、療育手帳C判定	7
④介護・看護	自宅看護・介護	重度のため常時看護・介護を要する	9
		上記以外の看護・介護を要する	7
⑤就学		月64時間以上の就学又は職業訓練を常態	7
		月64時間未満の就学又は職業訓練を常態	3

【2. 調整指数表】

世帯の状況等	
ひとり親世帯（単身赴任、離婚調停中等による別居は含まない）	5
生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	5
兄弟姉妹が同一の児童クラブに在籍している、又は入所申込をしている	2
児童クラブ利用料を過去分含め滞納している（退所児童分を含む）	-10

【3. 同一指数の場合の優先順位】

優先順位	
1	学年
2	ひとり親家庭
3	生活保護世帯
4	兄弟姉妹が同一の児童クラブに在籍している、又は入所申込をしている

17 名称および連絡先について

児童クラブ名（実施施設）	小学校区	電話番号
佐屋第1児童クラブ（佐屋児童館）3～6年生	佐屋小学校	23-4554
佐屋第2児童クラブ（佐屋児童館）1・2年生		
佐屋西児童クラブ（佐屋西児童館）	佐屋西小学校	26-9133
市江児童クラブ（市江児童館）	市江小学校	28-7024
永和児童クラブ（永和児童館）	永和小学校	31-1760
立田南部児童クラブ（立田南部子育て支援センター）	立田南部小学校	22-3663
立田北部児童クラブ（立田北部子育て支援センター）	立田北部小学校	22-2110
開治児童クラブ（開治子育て支援センター）	開治小学校	33-4150
八輪児童クラブ（八輪子育て支援センター）	八輪小学校	37-3906
勝幡児童クラブ（勝幡児童館）	勝幡小学校	25-2771
草平児童クラブ（草平児童館）	草平小学校	26-5008
北河田児童クラブ（北河田児童館）	北河田小学校	28-0037
西川端児童クラブ（西川端児童館）	西川端小学校	37-3905
★☆☆ふれあい館児童クラブ （NPO法人愛西児童老人ふれあい館）	佐屋小学校	080-3630-4069
★児童クラブれんこん村 （NPO法人れんこん村のわくわくネットワーク）	北河田小学校	28-5505
★☆☆YYSクラブ北河田（諏訪幼稚園） ※諏訪幼稚園の卒園児、あるいは在園児・卒園児の兄弟のみ	北河田小学校	28-2402
★☆☆児童クラブビボ（スタジオ VIVO）	勝幡小学校	55-8897

★印は、民間施設です。☆印は、施設に閉設日を直接ご確認ください